

建設工事等に係る指名競争入札の実施要領

施行 平成21年4月1日
最終改正 平成29年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約において実施する地方自治法（昭和22年法律第67号。）第234条第1項の規定による指名競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、予定価格が山武郡市広域水道企業団会計規程（平成20年企業団規程第2号。）第112条に定める額を超える建設工事等の契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定による指名競争入札の方法により締結する場合に適用する。

(指名業者の選定)

第3条 建設工事等に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）を選定するときは、山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、山武郡市広域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び山武郡市広域水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者としなければならない。

2 前項の指名業者は、山武郡市広域水道企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を基に企業長が決定するものとする。

(指名通知)

第4条 企業長は、前条の規定により指名業者が決定したときは、施行令第167条の12の規定による通知（以下「指名通知」という。）を速やかに行うものとする。

2 前項の規定により通知するときは、別記第1号様式に準じて、送付又はその他の方法により指名業者に通知するものとする。

(設計図書等の配付及び現場説明)

第5条 対象建設工事等に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は前条の指名通知と同様、送付又はその他の方法により指名業者に配付するものとし、現場説明会は実施しない。

(入札方法)

第6条 入札方法は、郵送による入札とし、持参によるものは認めない。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。この場合、次条の規定は適用しない。

(入札書等の提出方法)

第7条 指名を受けた者は、入札書（入札約款別記第1号様式）を作成し、必要事項を記載した内封筒に封かんのうえ（内訳書の提出を求めた場合は、当該内訳書も同封する。）、誓約書（入札約款別記第3号様式）とともに外封筒に入れて、指名通知に示す提出期限までに指定郵送先に届くよう郵送しなければならない。

2 入札書等の郵送先は、指名通知に示す郵便局留とし、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

3 郵送された入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

4 次の各号に掲げる入札書等はいかなる理由があっても受理しない。この場合において、第2号から第4号に該当する入札書等があるときは、当該入札書等を郵送した者にその旨を通知し、原則として未開封のまま保管するものとする。

(1) 持参した入札書等

(2) 提出期限を過ぎて届いた入札書等

(3) 指定郵送先以外に届いた入札書等

(4) 第2項に規定する郵送方法以外の方法により届いた入札書等

(入札辞退)

第8条 指名を受けた者は、前条の規定による入札書等を提出する前に入札を辞退することができる。

2 前項の規定により入札を辞退するときは、入札辞退届（入札約款別記第4号様式）を契約事務担当者に、持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(開札)

第9条 入札執行者は、指名通知に定める日時及び場所において開札を行うものとする。

2 第7条の規定により入札書等を提出した者（以下「入札参加者」という。）は、開札に立ち会わなければならない。

なお、入札参加者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表した入札においては、指名業者の中から開札立会人2者以上を選定し開札に立ち会わせることができるものとする。

なお、開札立会人の選定は抽選により決定し、開札日の前日までに通知する。

また、開札立会人が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせるものとする。

(落札者の決定)

第10条 当該入札に最低制限価格を設けている場合は、開札結果に基づき予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札者とする。

2 当該入札に最低制限価格を設けていない場合は、開札結果に基づき予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札者とする。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせ落札者

を決定する。この場合において、当該入札者が開札立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

4 企業長は、前3項の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示するものとする。

5 落札者がいないときは入札を不調とする。

(入札結果の公表)

第11条 入札結果については、落札者が決定した後、速やかに公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に企業長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式

平成 年 月 日

(商号又は名称) 様

山武郡市広域水道企業団
企業長

指 名 通 知 書

下記により指名競争入札を行いますので、希望があれば参加されるよう通知します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事等の場所
- (3) 工事等の期限
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格

2 開札等

- (1) 開札等の日時及び場所は次のとおりとする。
 - ア 日 時
 - イ 場 所
- (2) 開札立会人

3 入札方法等

4 入札保証金に関する事項

5 入札に関する注意事項